

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

令和2年5月19日宇都宮地方気象台

令和元年東日本台風(台風第19号)による大雨に伴う

洪水警報・注意報の発表基準の暫定的な運用の廃止について

栃木県内の洪水警報・注意報の発表基準を、令和2年5月26日(火) 13時から通常の基準に戻します。

令和元年東日本台風(台風第 19 号)による大雨により、多くの河川で堤防が 決壊するなど、甚大な被害が発生しました。これに伴い、令和元年 10 月 17 日よ り、栃木県では洪水警報・注意報の発表基準(流域雨量指数基準)を暫定的に引 き下げて運用してきました。

今般、台風による被害の程度やその後の大雨での被害の発生状況、復旧状況を 調査した結果、暫定基準を下記のとおり廃止し、栃木県内の洪水警報・注意報の 発表基準(流域雨量指数基準)を通常基準に戻すこととしました。

なお、注意警戒には引き続き「洪水警報の危険度分布」を適宜ご活用ください。

記

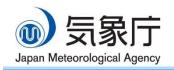
- 1. 暫定基準を廃止する日時:令和2年5月26日(火)13時
- 2. 暫定基準を廃止して通常の基準に戻す市町:

宇都宮市、さくら市、上三川町、高根沢町、那須烏山市、茂木町、那珂川町、 足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、壬生町、野木町、 大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町、日光市

> ※上に記載のない真岡市、益子町、市貝町、芳賀町の4市町は、 令和元年11月13日に通常基準による運用としています。

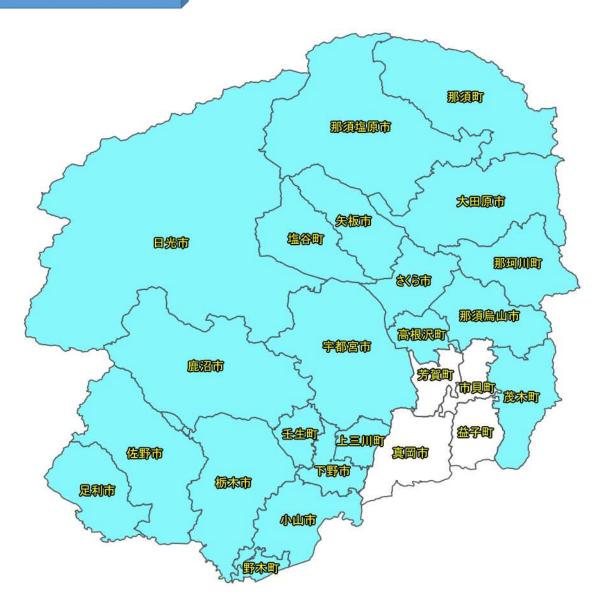
これにより、栃木県内の市町の洪水警報・注意報の発表基準(流域雨量指数基準)は、全て通常基準となります。

問合せ先:宇都宮地方気象台 担当 髙橋・福地・清野 電話 028-635-7260 FAX 028-635-8377



いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

別紙



- ■今回暫定基準を廃止し、通常基準に戻す市町
- □通常基準で運用している市町